

<対策のポイント>

改正漁業法の施行による漁獲報告の義務化に伴い、**漁獲情報を電子的に収集・提供することを可能とするシステムの早期現場導入を支援**します。また、水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、関係する漁協等が**漁獲番号等を簡便・迅速に伝達することを可能とするための電子システムの構築等を支援**します。

<事業目標>

- 主要な漁協・市場からの漁獲情報を電子的に収集する体制を整備
- 特定第一種水産動植物の密漁件数を半減

<事業の内容>

1. 漁獲情報デジタル化推進事業

1,750百万円

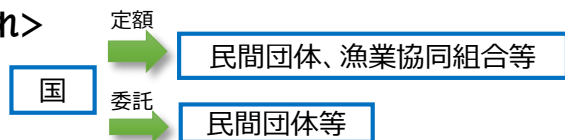
改正漁業法の施行による漁獲報告の義務化に伴い、生産現場の事務負担の軽減を図りながら、収集・蓄積したデータを資源評価等に利用可能とする**電子的情報収集・提供体制の整備に向けたシステムを早期に現場導入するための経費を支援**します。

2. 水産流通適正化法に係る電子システム対策事業

255百万円

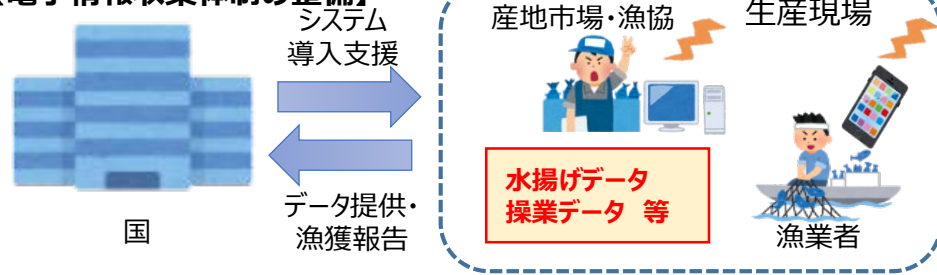
- ① 水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、関係する**漁協等が漁獲番号等を簡便・迅速に伝達することを可能とするための電子システムの構築等を支援**します。
- ② 都道府県単位で創設する関係者協議会に対し、当該協議会が行う**水産流通適正化制度の事業者等に対する説明会等を通じた周知・普及啓発、取引実態に即したルールの整備とその普及等の取組を支援**します。

<事業の流れ>

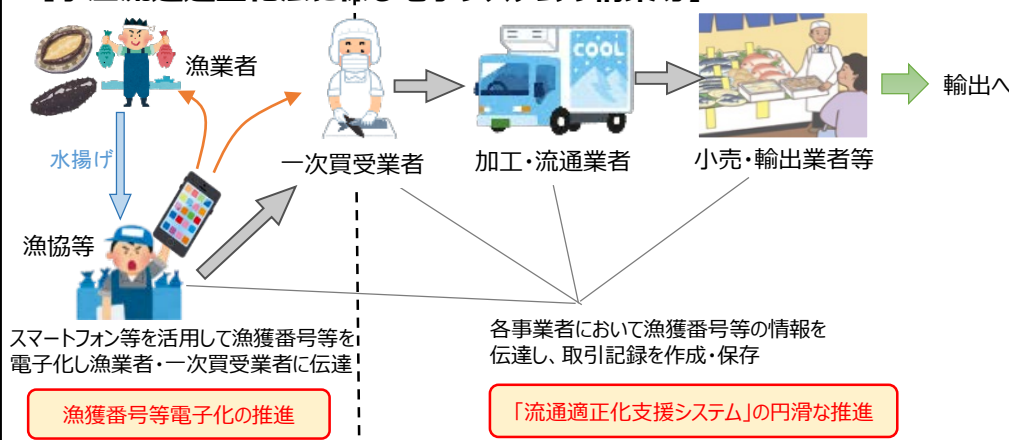


<事業イメージ>

【電子情報収集体制の整備】



【水産流通適正化法に係る電子システムの構築等】



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁研究指導課、漁場資源課 (03-6744-0205)
 (2の事業) 加工流通課 (03-6744-0581)